

大野城まどかぴあ図書館複写サービスに関する要領

平成25年 3月22日

要領 第11号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城まどかぴあ設置条例施行規則第28条の規定に基づき、大野城まどかぴあ図書館資料の複写サービスを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(複写資料)

第2条 資料を複写できる場合は、著作権法第31条第1項第1号に定めるところによる。ただし、相互貸借等によって他の図書館から借り受けた図書資料については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」による複写を認める。利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

(複写の料金)

第3条 複写の料金は次の表のとおりとする。

区分	料金	備考
モノクロ	1枚につき 10円	用紙両面使用の場合は、片面を1枚として額を算定する。
カラー	1枚につき 50円	

(複写の申込手続き)

第4条 複写を希望する者は、複写申込書に記入し、承認を受けなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より適用する。

別表

大野城まどかびあ図書館複写サービスに関する基準

主体	1	著作権法第31条第1項第1号の定めるところにより、複写の主体は大野城まどかびあ図書館(以下図書館という)である。
	2	1により、利用者は複写を行う際、必ず複写申込書へ記入し図書館による著作権確認を受けなければならない。
対象		図書館に来館した個人利用者とする。
範囲	1	著作権法第31条第1項第1号が定める「著作物の一部分」とは、著作物全体の半分を超えない範囲と解釈する。ただし、俳句・事典の一項目等の全体の分量が少ない著作物に関しては「複製物の写り込みに関するガイドライン」を適用する。
	2	次のものに関しては「複製物の写り込みに関するガイドライン」を適用しない。 楽譜・地図・写真集・画集(書を含む)
	3	ゼンリン住宅地図の複写可能範囲は見開きの半分を超えない範囲とする。
	4	一枚ものの地図の複写可能範囲はその半分を超えない範囲とする。ただし、国土地理院が発行する地図に関しては調査研究を目的とする場合に限りその全てを複写することができる。
	5	歌集・楽譜集・歌詞カードの複写可能範囲は一曲の半分を超えない範囲とする。
	6	レコード・CD等ジャケットの複写可能範囲はその半分を超えない範囲とする。
	7	定期刊行物の最新号は発行者への経済的配慮により複写できない。最新号の期間は、図書館で受入を行った時点から次の号の受入を行った時点までとする。
部 提 数 供		一人につき一部までとする。
私 に 書 的 お 館 複 写 設 内	1	利用者は持参の携帯用機器を使用して図書館資料を複製することはできない。
	2	利用者が持参した資料を図書館施設内の複写機で複写することはできない。